

No.	項目	該当箇所	ご質問	回答
1	要綱	第2章1 (1)	「2022年度夏季追加供給力を提供できる事業者を入札により募集いたします」とあるが、今回の公募は今夏のみを対象としており、来年度以降も別途同様の公募は行われるのか。	今回の公募は、第48回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会等の議論に基づき、今夏向けに一般送配電事業者8社が共同で実施するものです。今夏以降の扱いについては、今後、国の審議会等で議論が行われるものと考えております。
2	要綱	第2章1 (7)	応札以降、落札確定前に入札を辞退した場合、ペナルティ料金等は発生するか。	ペナルティ料金等は発生いたしません。募集要綱の規定にもとづき、入札辞退書をご提出いただきますようお願いいたします。
3	要綱	第2章1 (9)、(10)	当社および当社と関連する子会社がそれぞれ異なるエリアの電源を用いて本公募に入札することを検討している。 この場合、エリアが異なるため当社および関連する子会社が各社の案件として入札を行うことは問題ないか。	本公募は、8TSOで共同調達を行うものため、属地TSOが別であったとしても本規定は適用されます。規定している関係にある複数の者が本入札を希望する場合は、そのうちの者より応札するか、JVとして応札してください。
4	要綱	第2章3	複数のエリアのリソースで入札を考えているが、1 TSOに対してまとめて提出してもよいか。	郵送でのご提出も可能としておりますので、お手数をおかけいたしますが、応札対象リソースが連系するエリアの一般送配電事業者にご提出いただくようお願いします。
5	要綱	第5章1 (2)	「提供期間のうち土曜日、日曜日、祝日を除き、各日 9 時から20時までといたします。」とあるが、提供時間を超過する逼迫が発生した場合においては供給力を提供しないことが許容されるのか。	提供期間の平日時間以外の時間においても市場供出指示・発動指令に可能な限り応じていただきますが、仮に応じられない場合があっても契約や要件に反することとはなりません。
6	要綱	第5章1 (3) 口	落札者決定プロセスにおいて、追加性を確認し、落札者は追加性が確認されたことになることによりか。（後から計画上追加性がなかったのではと落札者のみが追求される可能性はあるか。）	追加性を確保できる蓋然性が高いと判断される入札案件の中から落札者を決定いたしますが、落札後でも追加で資料提出や追加性に関する説明を求める可能性がございます。
7	要綱	第5章2 (1) 口 (口)	「(市場への供出等の義務)にもとづき卸電力取引市場へ売り入札を行った場合は、約定をもって属地TSOからの指令があったものとみなします」とあるが、約定しなかった場合や部分約定の場合はどのような精算になるのか。	契約電力のうち、約定した分については利益相当を属地TSOに還元いただきます。未約定部分における発動分については調整力として扱い、あらかじめ提示いただく申出単価にもとづく従量料金をお支払いすることとなります。
8	要綱	第5章2 (1) ホ	「定期点検、補修作業時期調整」について、「追加供給力の提供時間」の定義から、土・日・祝日、平日の9時～20時以外の作業停止は可能か。	提供時間における追加供給力供出に支障を及ぼさない限りにおいて、提供時間以外の時間における作業停止は可能です。
9	要綱	第5章2 (1) ト	属地TSOから市場への供出指示を発出するにあたり、基準とする予備率はいくらか。	第48回 電力・ガス基本政策小委員会において、「翌日の予備率見通しが一定の基準を下回る場合」に一般送配電事業者が速やかに供出の要請を行うとしており、原則として、需給ひっ迫（の見込み）の場合にのみ市場供出義務を伴う指示を行うこととなります。 属地TSOから市場への供出指示は、広域予備率が8%未満となると見込まれる場合を基本といたしますが、これに限らないものとします。
10	要綱	第5章2 (1) ト	属地TSOから市場への供出指示について、継続時間、出力はどのように指令されるのか。	運用（指示連絡方法等含む）の詳細については、落札者（契約者）さまと協議させていただきます。 なお仮に電源II契約をあわせて締結する場合は、電源IIとしての運用も踏まえた指示方法を協議させていただきます。
11	要綱	第5章2 (1) ト	市場供出義務について、需給ひっ迫していなければ指示は発信されないという理解でよいか。	第48回 電力・ガス基本政策小委員会において、「翌日の予備率見通しが一定の基準を下回る場合」に一般送配電事業者が速やかに供出の要請を行うとしており、原則として、需給ひっ迫（の見込み）の場合にのみ市場供出義務を伴う指示を行うこととなります。 なお、需給ひっ迫（の見込み）に伴う指示にもとづく市場供出以外の、市場供出を含む契約設備の運用方針についても（市場供出等による利益の分配を含め）、事前に協議をさせていただきます。
12	要綱	第5章2 (1) ト 第8章1 (3)、(8)	原則、市場への供出義務に基づき売り入札を行い、約定された場合は、「TSOからの発動指令」という扱いになり、未達の場合は契約電力未達時割戻料金の算定対象になるが、一方で、BGの計画値に制約を及ぼす（＝インバランス精算の対象になる）ということになる。未達の場合、契約電力未達時割戻料金額と、インバランスが二重でかかるということか。	市場で約定した際にはBG計画に反映され、当該BG計画に未達の際にはインバランス料金が生じる（調整電源として扱うものではない）ものであります。なお市場から得られる収入をインバランス料金が上回った差額相当はご負担いただくこととなりますが、これは通常の託送のルールに則ったものですので、未達時割戻料金額とあわせて二重のペナルティと呼ぶかどうかは受け止めによるかと存じます。
13	要綱	第5章2 (1) リ	系統事故時の計画変更について、TSOに責のあるトラブルの場合は、事業者が負担を負うことがないという理解でよいか。	本公募にもとづき市場で約定している場合も含め、発電設備のトラブルや系統制約等により発電計画を変更する必要が生じたときは、託送供給等約款に基づきすみやかに適正な値に変更していただきます。仮にやむを得ず計画変更をせず、実績が計画を下回った場合は、原則として託送供給等約款に基づき不足インバランスとして扱うこととなります。 なお、TSOの責に帰すべき事由により本件公募の要件を満たす運転ができなかった場合には、契約電力未達時割戻料金の対象外となります。

No.	項目	該当箇所	ご質問	回答
14	要綱	第5章2 (2) イ (口)	設備要件、運用要件を満たしていることを確認するための公募実施者（TSO）からの要請について規定しているが、電源Ⅱ契約の運用実績がある電源も改めて性能試験を実施することになるのか。	当該規定は公募実施者が必要と判断した場合に対応を求める趣旨であり、調整電源等としての実績があるなどにより、既に技術的信頼性を確認できている場合には、性能試験は省略することとなります。 なお、公募実施者の求めに応じて性能試験等を実施する場合や、自ら試験等を提案・実施する場合の費用については応札者の負担となりますので、これを踏まえて入札を実施してください。
15	要綱	第8章1 (4) ハ	従量料金を契約協議時において月毎の精算に変更できるか。	「原則」として提供期間後の翌々月までに精算するものとしますが、各月精算要請を受けた場合は協議させていただきます。
16	要綱	第8章1 (8) 口	契約電力未達時割戻料金の算定における係数について、容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1への変更をご検討いただけないか。	確保容量の考え方等含め、容量市場と同じ仕組みではないため、供給力提供の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。なお必要に応じ、リスクを見込んで応札容量や入札額を検討ください。
17	要綱	第8章1 (10)	アグリゲーターに関する事項において、複数エリアにまたがるアグリゲーションは認められるのか。	落札後、属地TSOと「2022年度夏季追加供給力契約書」を締結いただくこととなりますので、募集要綱の規定どおり複数エリアに跨るアグリゲーション応札は不可となります。
18	要綱	第8章1 (10) 口	1日2回(原則として3時間以上の間隔をおく)の発動を前提とする場合、1回目の発動と2回目の発動でベースラインの種類の変更を検討いただきたい。理由として2回目の発動における当日調整を計算する期間（発動5時間前～2時間前）のうち発動5時間前～3時間前について1回目の発動時間と重なる恐れがあるため。	同日複数回発動における当日調整については、1回目と同一の対象時間帯を参照することを予め合意しておく等、お申出等踏まえ合理的に協議させていただきます。
19	契約書	第16条2項	【契約未達時割戻料金の算定式】 契約電力未達時割戻料金 = (30分単位のコマ数（1コマ）×未達度合い合計）/（発動回数×3時間×2コマ）×容量価格×1.5 連続5時間の発動だった場合は、3時間ではなく5時間になるのか。	契約書（ひな型）は冒頭の留意事項に記載しておりますとおり、1日2回×3時間の運転を前提にしておりますので、1日1回×5時間の運転を前提とする場合には、当該算式上の分母も1日1回×5時間の運転前提に変わります。
20	その他	その他	現在、JEPX会員ではなく、他社に手数料を支払ってJEPX入札代行手続きをしていただいている。この仕組みでも要件を満たせるという認識でよいか。	卸電力取引市場への入札主体が落札者（契約者）と異なる場合であっても、当社と落札者（契約者）との間で、契約設備を用いた市場供出により得られる利益の還元を支障が生じないのであれば問題ございません。